二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
北陽町八五五、八五七、八六五の一、八六七の一、八六八の一、八六九、八七一、九二二の四（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年四月二十四日
農林水産大臣　林　芳正
一　保安林の所在場所　長崎県西彼杵郡時津町元村郷字上開田一二二二の三四（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字上開田一二二二の三四（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び時津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年四月二十四日
農林水産大臣　林　芳正
一　保安林の所在場所　長崎県西海市大島町字大佐古谷七六九七の三、七六九九地先（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び西海市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年四月二十四日
農林水産大臣　林　芳正
一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区熊字大ノ山二五〇の一、二五〇の三、天竜区二俣町阿蔵字奥山五五三の一二（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年四月二十四日
農林水産大臣　林　芳正
一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区梅ヶ島字三四郎段七一三の一、七一三の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字三四郎段七一三の一・七一三の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年四月二十四日
農林水産大臣　林　芳正
一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区相俣字トイシ九四七、字ショノタイラ九四八、字ヤマサフチ九五二の一から九五二の八まで、字ヲヲクボ九五三の一、字トリノス九八五の一、字ソウレ沢九八六の一から九八七の三まで、九八八から九九一まで、字カタハタケ九九二、字テング沢九九三、九九四、字アカナキ九九七、字ヒカケアカナキ一三三七、字柳ノタア一三四四、字ケヨウタイ一三四六、葵区黒俣字ミバクサ五六一、字エノシマ五六七の一から五六七の四まで、五六八、字ホリノ本五六九の一、五六九の二、字長畑ケ五七〇の一、字榎木ノ島五七一の一、字諸ノ平五七三の一、五七三の二、五七四の一、五七四の二、五七五、五七六、字柿ノ木畑ケ五八三の一（次の図に示す部分に限る。）、字柿ノ木シマ五八八、字亀久保沢五八九、字地蔵下五九〇の一、五九三、字尾沢戸五九四の一・五九四の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六〇七、六六六の一、六六八、六六九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年四月二十四日
農林水産大臣　林　芳正
一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区梅ヶ島字三四郎段七一三の一、七一三の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字三四郎段七一三の一・七一三の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年四月二十四日
農林水産大臣　林　芳正
一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区相俣字トイシ九四七、字ショノタイラ九四八、字ヤマサフチ九五二の一から九五二の八まで、字ヲヲクボ九五三の一、字トリノス九八五の一、字ソウレ沢九八六の一から九八七の三まで、九八八から九九一まで、字カタハタケ九九二、字テング沢九九三、九九四、字アカナキ九九七、字ヒカケアカナキ一三三七、字柳ノタア一三四四、字ケヨウタイ一三四六、葵区黒俣字ミバクサ五六一、字エノシマ五六七の一から五六七の四まで、五六八、字ホリノ本五六九の一、五六九の二、字長畑ケ五七〇の一、字榎木ノ島五七一の一、字諸ノ平五七三の一、五七三の二、五七四の一、五七四の二、五七五、五七六、字柿ノ木畑ケ五八三の一（次の図に示す部分に限る。）、字柿ノ木シマ五八八、字亀久保沢五八九、字地蔵下五九〇の一、五九三、字尾沢戸五九四の一・五九四の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六〇七、六六六の一、六六八、六六九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第五百七十二号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。
平成二十七年四月二十四日
国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G—2039	酸化炭素等発散防止装置　マツダMA—NCLF—DBA1	マツダ株式会社　広島県安芸郡府中町新地3番1号

○国土交通省告示第五百七十三号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。
平成二十七年四月二十四日
国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒C—2535	年少者用補助乗車装置　アップリカZ—89	アップリカ・チルドレンズプロダクツ合同会社　大阪府大阪市中央区島之内1丁目13番13号
㊒C—2536	年少者用補助乗車装置　アップリカZ—90	〃
㊒C—2537	年少者用補助乗車装置　アップリカZ—91	〃